

○ 免許申請用写真について(道路交通法施行規則第17条第2項第9号)

- ・ 申請前6か月以内に撮影した無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景のもの。
- ・ 縦の長さ3.0センチメートル横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

※ 下記のような写真は使用できません。申請時に窓口で確認させていただきます。

●不適正な写真の例●

- × 顔を傾けている
- × 正面を向いていない
- × 視線が正面でない
- × 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じている
- × 前髪で目が隠れている
- × めがねのフレームと目が重なっている
- × 上三分身より大きい顔（顔が大きすぎる）
- × 上三分身より小さい顔（顔が小さすぎる）
- × 中心がずれている
- × 明るすぎる、暗すぎる
- × 衣装で隠れる（パーカー、マフラー等で輪郭が隠れているもの）
- × サングラス、マスク、帽子を着用し個人識別が容易でないもの
- × スナップ写真、ポラロイド写真
- × 背景と服の色が同化している
- × 背景が同一色ではない、又は極端な原色（赤、黒色等）であり、背景の色がきつくと個人識別が容易でないもの
- × 合成写真、写真を加工しているもの
- × 写真のコピー
- × 不鮮明、変色、傷、汚れのあるもの
- × カラーコンタクトで目の色が著しく違っているもの
- × 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するもの
- × 非写真用紙使用のもの

※ 詳しくは、交通センター内運転免許課(TEL：073-473-0110)までお問い合わせ下さい。